

長浜米原しょうがい者自立支援協議会

2024 年度 湖北地域生活塾プロジェクト

提言書

※提言書にかかる内容は、自立支援協議会の当事者サポーター推進班の中で取り組まれてきた【湖北地域生活塾】についてです。

長浜米原しょうがい者自立支援協議会で実施してきた【湖北地域生活塾】の取り組みを湖北圏域に必要な資源として位置づけし、今後も継続的に実施していくための提言です。

2024 年 12 月吉日



6月 5日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
6月10日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
7月 3日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
7月17日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
8月 7日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
8月21日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
9月 4日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
9月18日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
10月 2日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
10月16日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
10月30日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
11月13日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
11月27日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
12月11日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会
12月25日 (土)	13:00~17:15	○入居希望者向け説明会

【湖北地域生活塾】2024 年度

提言資料

《湖北地域生活塾の活動紹介》



Bon Voyage!



湖北地域生活塾について

湖北地域において、障害のある当事者が自分らしい地域生活を実現するための方法や情報を取得し、参加者同士がエンパワメントしあいながら、自らが望む生活に向けて体験・経験する場が湖北地域生活塾です。



≪湖北地域生活塾の必要性について

協議会から独立して運営する根拠について≫

- (1) これまでの運営による課題について
- (2) 当事者の方、卒塾された方の希望や要望による必要性の確認
- (3) 協議会の役割による運営の独立について

(1) これまでの運営による課題について

【湖北地域生活塾】2024 年度

提言資料

2023 年度：当事者サポーター推進班より

- ・障害のある当事者が自らの望むタイミングで地域生活を考える機会は得られているか。また、そのような地域生活を実現するために必要な方法や情報は得られているか。以上のような課題意識のもとで、取り組みを進めました。自分らしい暮らし方を考える機会や、将来に向けて準備していくプロセスを保障されることは、全ての人々に対して公平であることを望みます。
- ・人間の多くは、どんな場所で、どんな人と、どのような暮らし方をしたいのかを、希望と妥当性をもって考えながら選択し、今の暮らし方に至っています。

【湖北地域生活塾】に関連する背景

■背景①

湖北圏域では、ここ数年、民間のグループホームの参入もあり、日中支援型、アパート型のほか、古くからのホーム等が混在し多様に広がりました。こうして、徐々に選択できる住まいの場は充実してきました。

また、グループホームだけでなく、入所施設、アパート等を生活の場とする方々やご家族と共に暮らすことを含めて、暮らし方の希望は多様化しています。

そして今日では、地域で自分らしく生活する考え方の一つとして、暮らしの場所を社会から身近にしていく在りようが求められています。しかしながら、障害のある当事者の多くは、健常者以上に安心感のある暮らし方や環境が求められ、自分らしい地域生活のために過剰な工夫が必要とされています。また、障害年金や工賃、物価高等による不安定な収入を頼りに生活しなければならない現状があります。そのため、簡単に自分らしい暮らし方を考えにくい状況です。

■背景②

自分らしい暮らし方の具体的なイメージを膨らませ、仲間と繋がり、気付きや自信を得て、学ぶ環境が求められ、自立支援協議会で「湖北地域生活塾」が誕生し、今日まで手探りの状態で運営されてきました。

■背景③

近年では、共生社会の実現を目指す大きな流れがあります。しかしながら、実情としては、働き方改革や人手不足、リスクマネジメント等の課題があります。このところの『湖北地域生活塾』の運営においても同じような課題に直面しています。

【湖北地域生活塾】に関連する背景

提言資料

■背景④ 自らのタイミングで暮らし方を考える機会

一般的には、進学や就労するタイミング等で自分自身の暮らし方を考えます。しかし、障害当事者の場合、必ずしも自分のペースで考えることができていません。

障害当事者の多くは、家族亡き後など、突然住まいの選択に迫られ、思いがけないタイミングで生活スタイルが大きく変化されることも少なくありません。

■背景⑤ 仲間と共に学びあう環境

「湖北地域生活塾」の特徴は、目標や思いを持つ塾生同士が共に学び合える環境です。また、講座の参加を通じ、塾生は将来の生活にイメージを持ち、新たな目標や自信を得ることができます。しかしながら、決して、このような機会を得る環境は多くありません。

「湖北地域生活塾」の課題

■「地域生活塾」の運営上について

課題① 継続的な運営の仕組みや財源

責任の所在が明確でなかったため、スタッフの確保が不安定でした。また、運営するための費用やスタッフの人件費、交通費や食事代等、有志扱いであったため、検討が必要です。

課題② 人材確保について

これまで「湖北地域生活塾」は、自立支援協議会の当事者サポーター推進班で募集し、毎回、塾生 3～8 名という参加を目安とし、運営してきました。

受講する塾生に応じてサポートするスタッフが必要となり、これまでは運営当初から携わるスタッフや、塾生に実際関わる支援者に協力を得てきました。

しかしながら、湖北圏域の深刻な人材不足の現状もあり、事業所からスタッフとして継続的に派遣することは、現状のままだでは、厳しい状況です。

(2) 当事者の方、卒塾された方の希望や要望による必要性の確認

方法：交流会形式による地域生活塾卒塾生による塾への意見、希望や要望をピア同士等、グループインタビュー方式で行う

【総括】

卒塾生の思いを気軽に伺える機会を設けて、地域生活塾について、希望を伺うことができました。それは、学びの場の継続、多様な人々の参加、交流を通じて学ぶ場、人生において経験する機会の体験的な学びとしての塾の必要性でした。

それは、地域生活塾が発展的な自分らしい人生の生き方のイメージを膨らませる可能性も秘めていました。

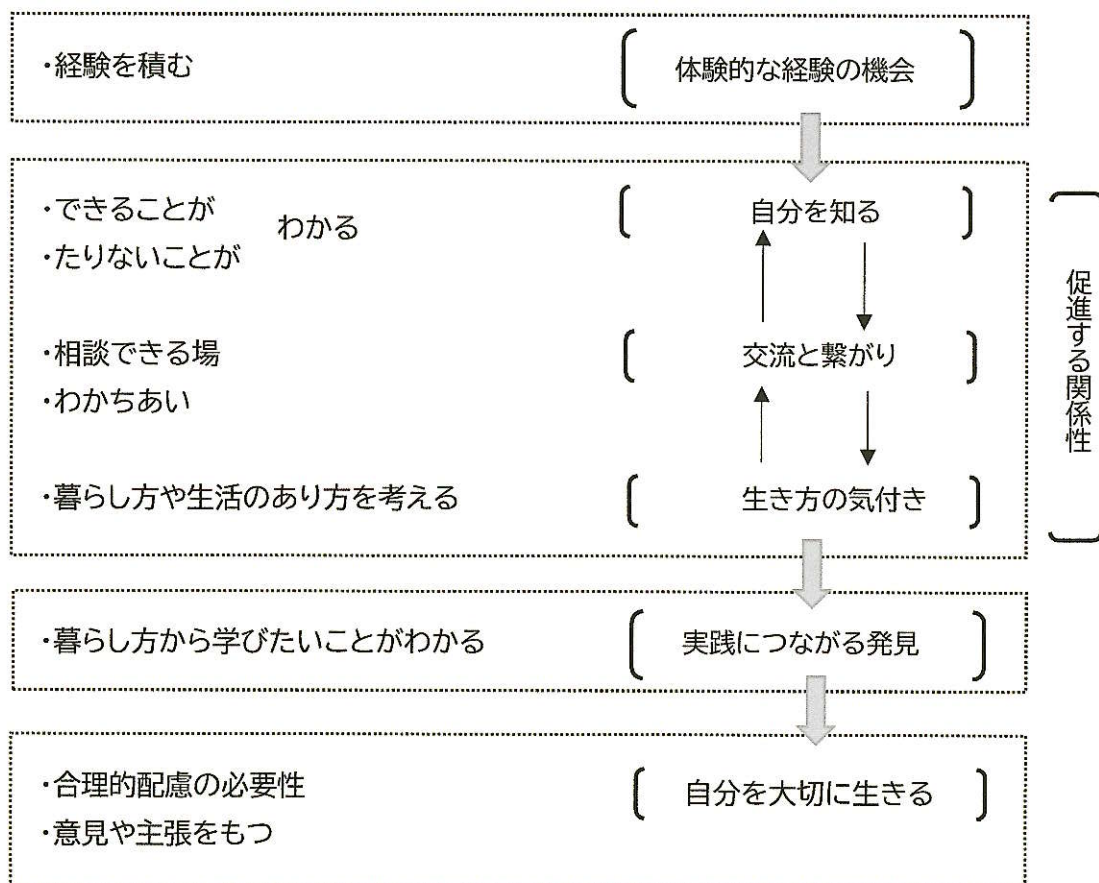
つまり、地域生活塾は、湖北圏域に、求められている学びの場であり、地域生活塾が波及する交流の機会がより一層、お一人お一人の人生の豊かさに繋がる点が明確となりました。

このようなピア同士によるインタビュー方式で希望や要望を確認し、地域生活塾が継続的に求められている根拠としました。

【希望や要望を受けて分かったこと】

《塾のポイント》

《塾生の目標》



(3) 協議会の役割による運営の独立について

1 障害者総合支援法の目的と基本理念

障害者総合支援法の第一条には、法の目的として「障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い」「障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する」ことが記されています。

また、法第一条の二には、法の基本理念として、障害者及び障害児の支援は、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」という理念のもと、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現すること」、「全ての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活又は社会生活を営むための支援を受けられることにより社会参加の機会が確保されること」「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと」「障害者及び障害児にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること」を旨として、総合的かつ計画的に行わなければならないと記されています。

2 障害者権利条約

障害者権利条約第 19 条「自立した生活及び地域社会への包容」では、障害者が地域社会で生活する平等する権利を有すること、居住地を選択し、どこで誰と生活するかを選択する機会を有し、特定の生活施設で生活する義務を負わないこと、地域社会における生活及び包容を支援し、地域社会からの孤立及び隔離を防止するために必要な地域社会支援サービスを利用する機会を有することなどを求めています。

条約に基づいて国連に設置されている障害者権利委員会は、日本政府に総括所見を示しました。その中で、条約第 19 条に関して、「障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分し、障害者等の施設入所を終わらせるための迅速な措置をとること」「期限の定めのない入院を終わらせるため、精神科病院に入院している精神障害者の同意を確保し、自立した生活を促進すること」「障害者がどこで誰と生活するかを選択する機会を確保し、グループホームを含む特定の生活施設で生活する義務を負わず、自分の生活について選択及び管理すること」を可能にすることなどの勧告を受けました。

3 長浜米原しょうがい者自立支援協議会設置要綱

長浜米原しょうがい者自立支援協議会設置要綱第3条では、「この協議会は、この湖北圏域に暮らしている障害のある人たちが、住み慣れた環境で、また住みたい場所で、いきいきと暮らし、共に学び働き続けられることを目指し、障害のある人たちとその家族、及び教育医療労働福祉その他携わる関係者が一緒になり課題を整理・協議して、解決していくものとする。そしてそれを達成していく為に、障害者権利条約や障害者基本法をベースとした、湖北地域全体で包括するような社会モデルのシステム・施策を立案し、推進していくことを目的とする」とされています。

→補足説明として、障害者総合支援法、障害者権利条約、長浜米原しょうがい者自立支援協議会を紐解くと「障害のある当事者が、誰と、どこで、どんな風に、暮らしたいか。また、考えたり、選んだり、そして、障害のある当事者それぞれが、自分らしい暮らしを歩む機会の確保と権利がある」ことが共通の目的であると、捉えています。

併せて、自立支援協議会としては、上記の下線部分であります「湖北地域全体で包括できるような社会モデルのシステム・施策の立案を進めていく役割」を担っており、その一つとして、今回の提言となる「湖北地域生活塾」の運用に繋がります。

このような点を根拠とし、自立支援協議会から独立して運営するための方法、それに付随する利点等について次項のとおりまとめました。

《課題解決のための提案について》

- (1) ■目的：自分らしい暮らし方や人生の歩み等を考える機会の場合
障害当事者の方が自分自身の暮らし方や将来の生活への思いをめぐらせる体験的な機会が必要であり、それが当たり前に提供される地域となるための取り組みとして【湖北地域生活塾】が求められています。

[補足資料①②③④⑤]

- (2) 《提案》：委託費（市単独事業）を受けて運営

別添のとおり、これまで（令和5年度実績をベースに）の地域生活塾運営に係る費用の概算を算出しました。

それと同時に、今後運営主体となる法人等が事業の委託に向けて前向きに検討していただけるよう、湖北地域生活塾について湖北圏域に積極的に発信していきます。

また、運営に当たっては主体の法人等や自立支援協議会を通じた圏域の事業所職員、ボランティアや学校等を通じたスタッフを募る仕組みを検討します。さらに今後の継続的な運営に対するバックアップ体制がとれる地域となるために、湖北圏域の法人や企業等へ理解を深めるための働きかけを実施したいと考えています。

[補足資料⑥⑦]

■付随する利点

- (1) 参画するスタッフの経験やスキル向上の機会

運営主体となる法人や協議会、ボランティア等の地域住民まで、多様なスタッフと共に価値観や経験を共有することで、日々の業務や社会経験につながります。また、スタッフ間で活動の達成を分かち合うことで、「働く」ということに前向きな意欲を持つことが期待できます。

- (2) 将来的な人材確保について

多様なスタッフと協働して運営を行うことで、福祉（ふだんのくらしのしあわせ）への理解促進をはかり、将来的な人材確保の機会となることが期待できます。

（３）地域づくり、共生社会、まちづくりの推進

主たる法人等や特定の団体に偏らず、地域住民や様々な民間団体等が湖北圏域全体で湖北地域生活塾の運営に参画することで、より良い地域づくりを共に考えられる場となることに期待ができます。即ち、国の示す地域づくりやまちづくりの推進の取り組みの一つです。

以上の事を課題に対する提案とします。

[プロジェクトメンバー]

- ・障がい者相談支援センター ほたる
- ・相談支援事業所 ピットイン
- ・湖北基幹相談支援センター ふらっと
- ・湖北相談処 すだち
- ・NPO 法人 CIL だんない
- ・障害児者地域生活ネットワーク支援事業
- ・長浜米原しょうがい者自立支援協議会 事務局